

11月19日(月)から新しい住居表示実施

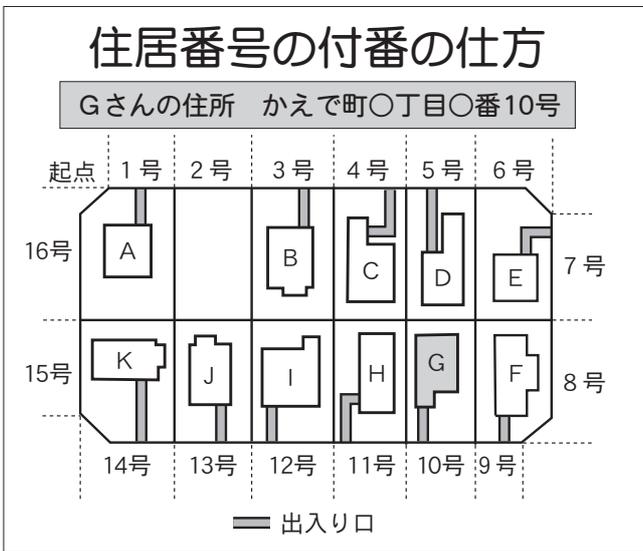
日の出町の一部地域が

かえで町と若駒にかえで町と若駒に

町名が変わります

住居表示を実施していない地域は、土地の地番を用いて住所を表しています。しかし、土地の地番は必ずしも順序良く並んでいるとは限らないため、初めて訪問する方や、消防・救急活動など緊急時に混乱を招くおそれがあります。

住居表示は、このような混乱をなくすために、「住居表示に関する法律」に基づいて、街区と建物に順序良く番号を付け、より分かりやすく住所を表すものです。



市は、住み良いまちづくりを進めるために、「住居表示に関する法律」に基づき、住居表示の整備を進めています。

今年度は、日の出町の一部地域で町名改正と住居表示を実施します。

新しい住所の表し方

▶旧住所

日の出町 426番地42
(町名) (土地の地番)

日の出町 561番地4
(町名) (土地の地番)



町名が変更になり、「土地の地番」と全く違う番号になります。

▶新住所

かえで町4丁目 7番2号
(町名) (街区符号)(住居番号)

若駒1丁目 5番6号
(町名) (街区符号)(住居番号)

町名表示板 住居番号表示板

かえで町4丁目

7 - 2

↑ 街区符号 ↑ 住居番号

若駒1丁目

5 - 6

↑ 街区符号 ↑ 住居番号

街区表示板

若駒^{わかこま}
1丁目5

Wakakoma
1-5

町名

街区符号

かえで町4丁目7

Kaedecho
4-7

新しい住居表示の方法

町の区域内を道路によって、ブロック（街区）に分け、このブロックに順序良く番号を付けます。これを「街区符号」といいます。

街区符号が決まると、その街区の周囲を右回りで約15メートルごとに区切り、その中にある各建物に順序良く番号を付けます。これを「住居番号」といい、各建物から道路への出入り口によって決められます。

住居表示を実施した地域には、各建物の玄関先や門柱など、道路から見やすい場所に「町名表示板」及び「住居番号表示板」を、また、それぞれの街区の角の建物には「街区表示板」を取り付けさせていただきます。

また、町名改正や住居表示を実施することで、運転免許証や金融機関への住所変更手続きが必要となる場合があります。

市は、今後も順次、住居表示の区域を拡大し、住み良いまちづくりを進めていきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 市都市計画課土地利用計画係

日の出町の一部地域住居表示案内図

